

身体障害者手帳の再交付(程度変更・追加)申請について

身体障害者手帳の再交付申請につきましては、指定医師にご相談いただいた上で、障害に該当する場合は下記により手続き願います。

1 必要書類

(1) 身体障害者手帳再交付申請書

- ・申請者欄に住所、氏名、電話番号を記入してください。
※代筆の場合でも障害者本人(15歳未満の場合は保護者)の住所、氏名をご記入ください。
電話番号は交付時の連絡に使用します。日中連絡の取れる番号(自宅、本人携帯、家族携帯など)を記入してください。
- ・第1欄の該当する箇所(3または4)に○を付けてください。
- ・第2欄を記入してください。

(2) 身体障害者診断書・意見書

指定医師に記入を依頼してください。

- ・指定医師の確認ができないと受理できません。病院名と医師氏名が記入されていることを確認し、診断書の作成日から3か月以内を目安にすみやかに申請してください。
 - ・国で定めた認定基準をもとに、診断書の内容を審査します。基準に至らない場合は身体障害者手帳には該当しません。1級から6級が身体障害者手帳の該当です。
- ※ 診断書作成料は自己負担になります。医療機関により金額が異なりますのでご確認のうえ依頼してください。水戸市では診断書作成料の助成は行っていません。

(3) 顔写真(縦4cm×横3cm) 1枚

- ※診断書には貼らずにご持参ください。
- ※くわしくは裏面をご覧ください。

(4) 身体障害者手帳(原本)

原本の持参が難しい場合は、表裏両面のコピーを持参してください。

(5) 本人確認書類(顔写真のあるもの)

- ご本人が来庁される場合は、(4)身体障害者手帳の持参で省略できます。
- ※代理の方が手続きされる場合は、代理の方の本人確認書類をご持参ください。

(6) 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票写しなど

※身体障害者手帳の交付は、通常、申請から2か月前後かかります。

※3歳未満の方、審査に専門の知識を必要とする方は、奇数月に行われる審議会に諮問します。その場合は、申請から2か月～4か月程度かかります。

裏面へ続きます。

顔写真についてのご注意

① 写真の条件

- ・ たて4 cm×よこ3 cm
※このサイズより小さいものは受理できません。
- ・ 正面向き，胸から上，無帽，顔のはっきり写っているもの。
- ・ ひとりで写っているもの。
- ・ 裏に氏名と生年月日を記入して診断書へ貼らずにお持ちください。

② 次のような写真は受け付けできません。

- ・ 撮影から1年以上経過したもの。
- ・ 写真が不鮮明なもの。（変色したもの，粒子の粗いものなど。）
- ・ キズやシワがついているもの。
- ・ サングラスの色の濃いもの。目がメガネの縁と重なって見えていないもの。
- ・ 帽子やスカーフなどの被りものをしているもの。
- ・ 全身を写したもの。または至近距離で頭部やあごなどの顔の一部が切れてしまっているもの。
- ・ 本人以外の顔が写ったもの。
- ・ 写真用紙以外で印刷したもの。

③ その他

障害上や，信仰上などの特別な事情のある場合はご相談ください。

障害者手帳は本人証明として長期間携帯し，使用するものです。

提出された写真が手帳用写真として適当でないと再提出になる場合があり，手帳の交付が遅れますのでご注意ください。

2 提出・問合せ先

〒310-8610 水戸市中央1－4－1

水戸市役所障害福祉課（1階） ①番窓口

TEL 029-232-9173 FAX 029-221-4447

郵送で提出される場合は（1）から（3）の書類と（4）のコピーを揃えてご提出ください。なお、切手代はご負担ください。

書類の不足がある場合は返送いたしますのでご注意ください。

【封筒添付用】切り取ってお使いください。

〒310-8610

水戸市中央1－4－1

水戸市障害福祉課

身体障害者手帳担当 行